

食品の適正表示推進者 育成講習会のご案内

東京都では、食品表示の適正化を目指して、食品関連事業者の方に食品表示の正しい知識を身に付けていただき、食品を取り扱う施設において、適正な食品表示を推進する核となる人材を育成するため、本講習会を平成17年度から開催しています。

令和3年度の講習会は、以下のとおりWeb配信にて開催します。

配信期間

令和3年 **11月22日** (月) 13時00分 ~

令和3年 **11月29日** (月) 23時59分

内容

食品表示に関連する法律(食品表示法、景品表示法、計量法等)の解説、食品表示の事例検討など 5時間程度

対象

都内で流通する食品を取り扱う事業者

定員

1,000名

聴講料

1,500円(税込)

申込期限

令和3年 **8月31日** (火) まで

申込方法

東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」の本講習会案内ページから電子申請によりお申込みください。

【食品衛生の窓 URL】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/r3_tekiseikosyukai.html

【申込・受講の注意事項】

- 既に「食品の適正表示推進者」になられた方は受講できません。
(「食品の適正表示推進者」は公的な資格制度に基づくものではありません。)
- 申込が定員を超過した場合は、抽選を行いますのであらかじめご了承ください。
- 受講には事前の申込みが必要です。
- 一度納付された聴講料は、払い戻しできません。
- パソコンからお申込みください。スマートフォン等からの申込みはできません。
(講習会は、パソコン、スマートフォン等からご覧いただけます。)
- 本講習会はWeb配信のみで開催するため、視聴環境が整わない場合は受講できません。
- 動画、音声等の録画・録音・スクリーンショット等は固くお断りいたします。

【お問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課食品表示担当

電話：03-5320-4408 (平日9時から17時まで)



申込みから受講済証等の受領までの流れ

1 講習会の申込み（8月2日（月）から8月31日（火）まで）

- ・パソコンから東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」の本講習会案内ページにアクセスし、東京共同電子申請・届出サービスによりお申込みください。（スマートフォン等からの申込みはできません。）
- ・既に「食品の適正表示推進者」になられた方は受講できません。
- ・申込が定員を超過した場合は、抽選を行いますのであらかじめご了承ください。

2 受講可否の確認（9月24日（金）まで）

- ・受講の可否につきまして、登録いただいたメールアドレス宛てに連絡しますのでご確認をお願いします。

3 聴講料の払込み（10月29日（金）まで）

- ・聴講料（1,500円）の払込は、Pay-easy（ペイジー）*のご利用をお願いします。
- ・一度納付された聴講料は、払い戻しできません。
※Pay-easy（ペイジー）
インターネットバンキングや金融機関のペイジー対応 ATM で納付することができるサービスです。

4 講習会資料、講習会受講用 URL・ID・パスワードの受領

（資料郵送：11月8日（月）以降、URL等送付：11月15日（月）以降）

- ・聴講料払込確認後、講習会資料は入力いただいた住所宛てに郵送、講習会受講用 Web サイト URL、ID 及びパスワードは、2のメールアドレス宛てに送付しますのでご確認をお願いします。

5 講習会の受講（11月22日（月）から11月29日（月）まで）

- ・配信期間は、令和3年11月22日（月）13時00分から令和3年11月29日（月）23時59分までとなります。
- ・配信期間を過ぎますと、サイトにアクセスできなくなりますので、必ず配信期間内に受講してください。

6 アンケートの入力（講習会受講後）

- ・アンケートへのご協力をお願いします。

7 受講済証、受講済ステッカーの受領（12月以降）

- ・適正表示推進者となられた方には、受講済証及び受講済ステッカーを4の住所宛てに郵送しますのでご確認をお願いします。
- ・受講者は、令和4年度以降、適正表示推進者を対象として開催するフォローアップ講習会を受講できます。

【個人情報の取扱いについて】

ご入力いただきました個人情報は適切に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対応を講じると共に、本講習会のご連絡、フォローアップ講習会のご連絡、ご本人確認及び適正表示推進者の名簿を管理するための情報として利用させていただきます。